

# 日本臨床腎移植学会専門医制度規則

## 第1章 総則

### 第1条

この制度は、腎移植医療の健全な発展、普及を促し、腎移植の臨床医療の水準を向上させ、国民の福祉に貢献することを目的とする。

### 第2条

日本臨床腎移植学会は、前条の目的を達成するため、この規則により日本臨床腎移植学会専門医（以下専門医と略記）を認定する。

## 第2章 専門医制度を運用する機関

### 第3条

日本臨床腎移植学会は、専門医制度の運用に当って専門医制度委員会を設置する。

### 第4条

専門医制度委員会は、専門医制度の運用全般についての管理を行い、本制度の運用に当たって生じた疑義を処理するとともに、専門医の認定審査と更新審査を行う。

## 第3章 専門医申請資格

### 第5条

専門医の認定を申請する者は、次の各項に定める資格をすべて具えていなければならない。

- 1) 卒後6年以上で内科系は日本内科学会認定内科医または総合内科専門医、日本小児科学会専門医のいずれかの資格、外科系は日本外科学会認定医、専門医または指導医、日本泌尿器科学会専門医のいずれかの資格がある
- 2) 申請時において3年以上引き続いて日本臨床腎移植学会の会員であること
- 3) 内科系は通算1年以上外科系は通算3年以上の腎移植医療の臨床修練を行い、必要な経験と学識技術を修得し、かつ医療倫理を遵守していること
- 4) 学術集会に1回以上の参加かつ学術集会教育セミナーに1回(2単位)以上の参加があること学術集会教育セミナーに参加が不可能な場合は教育集中セミナーに1回(3単位)以上の参加で代用することが出来る

## 第4章 専門医の認定

### 第6条

専門医の認定を申請する者は、細則に定める申請書類と認定審査料とを専門医制度委員会に提出しなければならない。

### 第7条

専門医制度委員会は、毎年1回、専門医申請者に対して認定審査を行い、口頭の試験を行う。

### 第8条

専門医制度委員会は、審査の結果を理事長に報告する。

### 第9条

理事長は、専門医制度委員会の報告にもとづき、常任理事会の議を経て、認定審査の合格者を専門医として登録し専門医認定証を交付する。

### 第10条

専門医認定証の交付を受ける者は、別に定める認定登録料を納付しなければならない。

### 第11条

専門医認定証の有効期間は、交付の日より5年とする。

## 第 5 章 専門医の更新

### 第 12 条

専門医は、専門医取得後5年毎にこれを更新しなければならない。

### 第 13 条

専門医の更新を申請する者は、細則に定める申請書類と更新審査料とを専門医制度委員会に提出しなければならない。

### 第 14 条

専門医制度委員会は、毎年1回、専門医更新申請者に対して更新審査を行う。

### 第 15 条

専門医制度委員会は、審査の結果を理事長に報告する。

### 第 16 条

理事長は、専門医制度委員会の報告にもとづき、常任理事会の議を経て、更新審査の合格者の登録を更新し専門医認定証を交付する。

### 第 17 条

専門医認定証の交付を受ける者は、別に定める更新登録料を納付しなければならない。

### 第 18 条

海外留学、病気、妊娠出産等、その他専門医制度委員会が妥当と認める理由があれば、その間その個人につき本制度の適応は留保し、その期間は次回更新期間から差し引かれる。なお、留保期間中は専門医資格を有するものとする。

## 第 6 章 専門医資格の喪失

### 第 19 条

専門医は、次の各項の理由により、その資格を喪失する。

- 1) 死亡したとき
- 2) 専門医の資格を辞退したとき
- 3) 日本臨床腎移植学会を脱会したとき
- 4) 専門医の更新をしなかったとき

### 第 20 条

専門医の更新審査にて不合格となった者は、その専門医資格を2年間保留とする。その間に、所定の手続きにより更新審査に合格しない者は、専門医制度委員会および理事会の議決により認定を喪失する。

### 第 21 条

専門医としてふさわしくない行為のあったときや、申請書類に虚偽の記載があることが判明したときは、専門医制度委員会および常任理事会の議決によって認定を取消することができる。

## 第 7 章 本規定の改廃

### 第 21 条

この規則は、専門医制度委員会、常任理事会および理事会の議決を経なければ変更、もしくは廃止することができない。この規則を施行するため、別に細則を定める。

## 附則

この規則は、平成19年8月4日から施行する。

なお、本規則に異議がある場合には、委員会に意見を申し出ることが出来る。

平成23年2月21日 一部改正

平成25年7月22日 一部改正

平成26年3月12日 一部改正

令和4年2月22日 一部改正

令和4年8月16日 一部改正

## 日本臨床腎移植学会専門医制度施行細則

### 第1章 運営

#### 第1条

日本臨床腎移植学会専門医制度規則の施行に当たり、規則に定めた以外の事項については、施行細則の規定に従うものとする。

### 第2章 専門医制度委員会

#### 第2条

専門医制度委員会の委員数は8～12名とする。

#### 第3条

専門医制度委員会の委員の任期は、2年とし再任をさまたげない。ただし引き続いて6年を超えることはできない。

#### 第4条

専門医制度委員会の委員長は、理事長が指名する。

#### 第5条

専門医制度委員会の委員は、専門医制度委員会の委員長が専門医の中から選任する。

#### 第6条

専門医制度委員会の委員に欠員を生じたときは、専門医制度委員会の委員長が委員の補充を行う。補充によって選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### 第7条

専門医制度委員会は、定員の2分の1以上の委員の出席を要し、議決は出席者の過半数によって行う。可否同数の場合は、委員長の決するところによる。文書による意思の表示は出席と認める。

#### 第8条

専門医制度委員会の委員は、業務上入手した会員に関する一切の情報を守秘する義務がある。

#### 第9条

専門医制度の事務は、日本臨床腎移植学会事務局または委託された機関において行う。

### 第3章 認定申請書類

#### 第10条

専門医の認定を申請する者は、次の各項に定める申請書類を専門医制度委員会に提出しなければならない。

- 1) 専門医認定申請書(様式1)
- 2) 履歴書(様式2)
- 3) 医師免許証(写)
- 4) 内科系は日本内科学会の認定内科医または総合内科専門医、日本小児科学会の専門医のいずれかの資格、外科系は日本外科学会の認定医、専門医または指導医、日本泌尿器科学会の専門医の証書(写)
- 5) 専門医診療実績  
内科系  
(内科または小児科): (様式3-2-A1、2、3および様式3-1)  
外科系  
(外科または泌尿器科): (様式3-2-B1、2、様式3-2-C1、2、様式3-2-D1、1、様式3-1)
- 6) 業績(様式4)

- 7) 修練施設表および在籍証明書(様式5)
- 8) 推薦書(様式6)
- 9) 日本臨床腎移植学会学術集会参加証あるいはそれを証明する記録(1枚, コピーでも可;様式7-1)。
- 10) 日本臨床腎移植学会学術集会教育セミナーもしくは1日集中教育セミナー参加証あるいはそれを証明する記録(1枚, コピーでも可;様式7-2)。
- 11) 専門医審査料の振込みを証明する記録(様式8)

#### 第4章 更新申請書類

##### 第11条

専門医の更新を申請する者は、専門医の有効期間満了の年度内に、次の各項に定める申請書類を専門医制度委員会に提出しなければならない。

- ・日本臨床腎移植学会 腎移植専門医更新申請書(別に定める)

##### 第12条

満65歳以上の専門医については、第11条の書類の一部(履歴書、業績の提出)および第5章第13条の更新審査料を免除する。

#### 第5章 審査料および登録料

##### 第13条

審査料は、次の如くである。

また、審査料は申請時に先に振り込むものとする。

認定審査料 20,000円

更新審査料 10,000円

##### 第14条

既納の審査料は、返却しない。

##### 第15条

登録料は、次の如くである。

また、登録料は事務局からの通知に従い、振り込むものとする。

認定登録料 20,000円

更新登録料 10,000円

##### 第16条

既納の登録料は、返却しない。

#### 第6章 申請の時期および申請先

##### 第17条

専門医制度委員会は、専門医の認定および更新を申請する時期、その他について、実施6ヵ月前に公示する。

##### 第18条

申請先および手数料送金先

日本臨床腎移植学会腎移植専門医制度事務局

##### 第19条

すべての審査は、その年度内に完了しなければならない。

#### 第7章 本規定の改廃

##### 第20条

この細則は、専門医制度委員会の議決を経て、常任理事会の承認を得なければ変更できない。

##### 第21条

この細則の実施に関して生ずる疑義については、専門医制度委員会の審議によって決定するものとする。

## 第 8 章 日本臨床腎移植学会 腎移植専門医更新単位

専門医の有効期間内に教育研修記録として、定められた6つのカテゴリーのうち4カテゴリー以上から、以下を含めて20単位以上の取得を必要とする。ただし、上記1～3の条件を満たすことを必須とする。

1. 日本臨床腎移植学会学術集会に2回以上の出席があること(2単位/1回×2回=4単位まで認める)
2. 日本臨床腎移植学会学術集会時の教育セミナーに8単位以上の出席があること
3. 日本臨床腎移植学会主催の集中教育セミナーに3単位以上の出席があること
4. その他の関連学会・研究会の共催教育セミナーについては、原則1コマ1単位とし、20単位から上記1～3の必須合計単位数を差し引いた不足数に加算することが出来る
5. 現在の認定期間中に経験した臨床経験5症例の詳細を提出した場合、必要な20単位の内の、5単位取得と認める。
6. 内科・小児科系の腎移植専門医の更新に限り、日本腎臓学会が発行する「研修プログラム修了証」を取得し提出した場合には、これを必要な20単位の内の5単位取得と認める

### 附則

この規則は、平成19年8月4日から施行する。

なお、本規則に異議がある場合には、委員会に意見を申し出ることが出来る。

平成23年2月21日 一部改正

平成25年7月22日 一部改正

平成26年3月12日 一部改正

令和2年2月19日 一部改正

令和4年2月22日 一部改正

令和4年8月16日 一部改正

### 提出書類

※ 日本臨床腎移植学会 腎移植専門医更新申請書(一式)

注) 更新申請には腎移植に関する(それ以外は認めない)業績の提出も必須となっている。論文、学会発表の合計が登録期間内において3つ以上となるようにすること。ただし、論文の発表がない場合は以下の通りとなるよう注意すること。

(例:論文3+発表0、論文1+発表2、論文2+発表1、ただし、論文0+発表3の場合、発表は1回以上筆頭演者とする)